

随 意 契 約 理 由 書

工 事 名	旭川聖苑火葬炉設置工事
工 事 場 所	旭川市東旭川町倉沼
工 事 概 要	4号及び5号火葬炉の新設
契約年月日	令和7年9月24日
契約の相手方 の商号・住所	(株)宮本工業所 富山県富山市奥田新町12番3号
契約金額	78,100,000円
契約の相手方 の選定理由	本工事は、当該施設に設置している16基ある火葬炉のうち2基を設置する工事である。 当該施設の既存火葬炉システムは、株式会社宮本工業所が自社火葬炉用に開発したものであり、他者が開発した制御プログラム及び火葬炉の機器を既存火葬炉システムに接続して運用することができない。 このため、既存当該設備を支障なく運用する機器等を製作設置可能な者は、(株)宮本工業所であることから、同者と随意契約するものとする。 このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（「工事請負契約における随意契約のガイドライン」1（1）ウ）に該当する。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

※ 予定価格が130万円超の建設工事